

越前町学校跡地利活用検討委員会設置要綱

令和6年12月2日
教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 町内における小中学校再編後の学校の跡地及び施設（以下「学校跡地施設」という。）の有効的な利活用を検討するため、越前町学校跡地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を対象となる学校跡地施設ごとに設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の号に掲げる事項について調査検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 学校跡地施設の利活用に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は12人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表
- (3) 各種団体等の関係者
- (4) 校区内の町民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から、原則として第2条の規定による報告を行った日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員会における審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱制定後、初めて開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。